

平成18年第2回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成18年6月15日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員（22名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永 涉
7番 篠原啓治	8番 吉田 正
9番 伊藤雅功	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
13番 稲井隆伸	14番 武田 矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
21番 稲岡正一	22番 吉川精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 正木文男	4番 笠井高章
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	助 役 野崎 國勝
教育長 板野 正	総務部長 山下 紘志郎
企画部長 八坂 和男	市民部長 吉岡 聖司
健康福祉部長 洙田 藤男	産業建設部長 秋山 一幸
教育次長 岡島 義広	総務部次長 森口 純司
企画部次長 酒巻 近義	市民部次長 田村 豊
健康福祉部次長 笠井 恒美	産業建設部次長 大西 利夫
吉野支所長 岡村 清	土成支所長 成谷 洋子
市場支所長 岩脇 正治	財政課長 藤井 正助
水道課長 西岡 司	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 佐藤吉子

事務局長補佐 友行仁美

事務局主任 枝澤ゆかり

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて

(損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の金額の変更  
について)

報告第 1号 平成17年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 平成17年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

議案第 74号 平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
予算について

議案第 75号 平成18年度阿波市一般会計補正予算(第2号)について

議案第 76号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第1  
号)について

議案第 77号 平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算(第1号)  
について

議案第 78号 平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)について

議案第 79号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
について

議案第 80号 阿波市職員倫理条例の制定について

議案第 81号 阿波市林道管理条例の制定について

議案第 82号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 83号 阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正につい  
て

- 議案第 84号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 85号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第 86号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 87号 阿北特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び阿北特別養護老人ホーム組合規約の変更について
- 議案第 88号 中央広域環境施設組合規約の変更について
- 議案第 89号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 90号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 91号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 92号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 93号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 94号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 95号 市場中央第1集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 96号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 97号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 98号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 99号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 100号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 101号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 102号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 103号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 104号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 105号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 106号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 107号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 108号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 109号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について

- 議案第 1 1 0 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 1 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 2 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 3 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 4 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 5 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 6 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 7 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 8 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 9 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 0 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 1 号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 2 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 3 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 4 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 5 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 6 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 7 号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 8 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 9 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 0 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 1 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について

議案第132号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について

議案第133号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について

議案第134号 市有地等の処分について

議案第135号 教育委員会委員の任命について

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

午前10時00分 開会

○議長（原田定信君） おはようございます。

現在の出席議員は22名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成18年第2回阿波市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（原田定信君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は会議規則第118条の規定により、3番正木文男君、4番笠井高章君の両名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（原田定信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、6月8日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

月岡議会運営委員長。

○議会運営委員長（月岡永治君） おはようございます。

それでは、議長の指名がありましたので、委員長報告をいたします。

本日招集の平成18年第2回定例会の運営につきまして、去る6月8日午後2時から議会運営委員会を開会いたしました。その結果、今議会の会期につきましては、本日から7月3日までの19日間と決定いたしました。

次に、代表質問、一般質問、質疑の通告の締め切り日につきましては、あす16日の正午までといたしたいと思っております。

なお、特別委員会の設置につきましては、会期中に議会全員協議会を開催し、設置案をまとめることにいたしております。開催日につきましては、正・副議長に一任でございます。

以上、委員長報告といたします。

○議長（原田定信君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から7月3日までの19日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月3日までの19日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（原田定信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長会関係のご報告を申し上げます。

去る5月9日、徳島市内において第68回四国市議会議長会定例会が開催され、続いて5月24日、第82回全国市議会議長会が東京日比谷公会堂において開催されました。席上、内閣総理大臣並びに衆・参両院議長、竹中総務大臣の4名の方々から、平成の大合併によって全国の自治体が大きく再編されつつある現状と、引き続いての三位一体の改革推進についての期待が述べられました。

続いて、北海道部会を初め、全国8部会から提出された議案審議のほか、全国市議会会長提出の地方分権改革推進に関する決議が満場一致で可決されました。お手元に参考資料として配付させていただきましたので、十分お目通しをお願いいたします。

また、全国市議会議長会の折、徳島県西部の吉野川市、阿波市、美馬市、三好市の4市で、徳島県西部市議会連絡協議会を発足する旨の協議があり、任意設立することになりましたのでご報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第1項及び公営企業法第27条の2第1項の規定に基づく例月現金出納検査の3月、4月分の結果において、監査委員より正確であるとの報告を受けております。

以上、諸般の報告といたします。

~~~~~

### 日程第4 行政報告

○議長（原田定信君） 日程第4、行政報告を市長に求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日、市議会議員選挙後初めての平成18年第2回阿波市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

また、日ごろは行政全般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜りまして心から厚くお礼を申し上げます。

去る5月9日に第97回徳島県市長会が徳島市で開催され、阿波市は県内8市の一員として、社会資本整備及び道路特定財源制度を堅持することについての国への要望事項を説明し、5月19日には、第120回四国市長会が鳴門市で開催され出席をいたしました。

また、6月6日、7日の両日、全国市長会が東京で開催され、分科会では、地方税財政等を協議し、経済委員会に出席をいたしました。

なお、この市長会には内閣総理大臣並びに総務大臣を初め、関係する大臣が出席をされました。

国におきましては、5月26日に行革推進法を含む関連5法が成立し、地方を取り巻く状況はますます厳しくなっております。

阿波市におきましても、行財政改革の数値目標を掲げた阿波市集中改革プランを策定し、各部各課に積極的に取り組んでおります。

また、今後10年間の阿波市のまちづくりの指針となります阿波市総合計画策定のため、第1回阿波市総合計画審議会を5月25日に開催をいたしました。

また、合併後初めての自治会長会を5月10日に旧阿波町を皮切りに、11日、12日、15日の4日間、旧町ごとに開催し、貴重なご意見、ご提言をいただき、実行できるものは早速職員に周知し実施しております。ご意見、ご提言につきましては、今後の市政に反映したいと考えております。

最後に、人口規模のよく似た自治体同士が一日に運動を15分以上した人の参加を競うチャレンジデーが5月30日に行われ、本市は福岡県田川市と対戦をいたしました。健康づくり、町の活性化のきっかけをつくりたいと願いながらこの事業に参加をし、朝早くからラジオ体操を皮切りにいろいろなスポーツイベントに参加をいたしました。幸いにして、市民の方々から9,358人、率にいたしまして21.8%の方がご参加をいただきました。しかしながら、対戦相手は3回目とはいえ、参加人数は2万9,621人、55.8%という大差で私たちは残念ながら惨敗をいたしました。来年はより多くの市民の皆様にご協力いただき、雪辱を晴らしたいと考えております。議員各位におかれましても、格別のご協力をお願い申し上げまして行政報告といたします。終わります。

~~~~~

**日程第5 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて**



(損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の金額の変更について)

- 報告第 1号 平成17年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成17年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について
- 議案第 74号 平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 75号 平成18年度阿波市一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第 76号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 77号 平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 78号 平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 79号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 80号 阿波市職員倫理条例の制定について
- 議案第 81号 阿波市林道管理条例の制定について
- 議案第 82号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 83号 阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 84号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 85号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 議案第 86号 徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第 87号 阿北特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更

及び阿北特別養護老人ホーム組合規約の変更について

- 議案第 88号 中央広域環境施設組合規約の変更について
- 議案第 89号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 90号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 91号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 92号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 93号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 94号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 95号 市場中央第1集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 96号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 97号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 98号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 99号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 100号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 101号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 102号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 103号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 104号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 105号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 106号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 107号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 108号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 109号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 110号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 111号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 112号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 113号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 議案第 114号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定

について

- 議案第 1 1 5 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 6 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 7 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 8 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 1 9 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 0 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 1 号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 2 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 3 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 4 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 5 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 6 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 7 号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 8 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 9 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 0 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 1 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 2 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 3 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 4 号 市有地等の処分について
- 議案第 1 3 5 号 教育委員会委員の任命について

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（原田定信君） 日程第5、専決第9号専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の金額の変更について）から諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに至る計67件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、専決処分1件、繰越計算書の報告が2件、条例制定及び改正が5件、当初予算1件、補正予算5件、指定管理者の指定が45件、市有地等の処分が1件、人事案件3件、その他4件の計67件でございます。

まず、承認第9号は、損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の変更につきましては、第1回臨時会においてご決議いただきました損害賠償請求控訴事件の解決金が減額変更となったため専決処分をいたしております。

また、報告第1号及び報告第2号は、一般会計及び水道事業会計の繰越明許費繰越計算書の報告であります。

また、議案第74号平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を115万円といたしております。

また、議案第75号は、平成18年度阿波市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を179億5,139万7,000円といたしております。

次に、議案第76号は、平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,546万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3,173万8,000円といたしております。

また、議案第77号は、平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億4,400万円といたしております。

また、議案第78号は、平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1

号)でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,357万9,000円といたしております。

また、議案第79号は、平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,816万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億4,006万9,000円といたしております。

次に、議案第80号阿波市職員倫理条例の制定につきましては、市長、助役、収入役及び教育長の特別職と一般職の職員の職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、公務に対する市民の信頼を確保することを目的として制定するものでございます。

議案第81号阿波市林道管理条例の制定につきましては、林道を良好な状態で管理することにより、林業振興及び自然環境の保持に資することを目的として制定するものでございます。

また、議案第82号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の改正により所要の改正をするものでございます。

次に、議案第83号阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、対象乳幼児の年齢を3歳引き上げるとともに、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第84号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市営住宅の名称及び位置の一部を変更したので改正をするものでございます。

また、議案第85号徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を改正する規約及び議案第86号徳島県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約は、市町村の合併に伴い地方公共団体の数の減少及び名称変更により改正するものでございます。

議案第87号は、阿北特別養護老人ホーム組合格約の一部を改正する規約につきまして、共同処理する事務の増加により改正するものでございます。

議案第88号中央広域環境施設組合格約の一部を改正する規約につきましては、組合議会議員の定数等の変更により改正するものでございます。

議案第89号市場地区集会所の指定管理者の指定から議案第133号吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定までの45件の議案は、公の施設を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

でございます。

次に、議案第134号市有地等の処分につきましては、阿波市宮川内の土地約3ヘクタールと家屋を日本フネン株式会社売却いたしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次に、議案第135号教育委員会委員の任命並びに諮問第2号及び諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの3件の人事案件につきましては、6月30日の本会議に提案説明を申し上げます。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、担当部長から説明いたしますので、十分ご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田定信君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

小休します。

午前10時20分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 承認第9号専決処分の承認を求めることについて補足説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、吉田組株式会社と阿波市との間で係争中の「平成16年（ネ）第250号」損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の金額を次のとおり変更し、平成18年4月25日専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成18年6月15日提出、阿波市長小笠原幸。

損害賠償請求控訴事件の和解に係る解決金の金額の変更について。

1、和解の理由。和解の内容、変更前、1審被告は1審原告に対し、本件解決金として金374万1,450円及びこれに対する平成14年10月27日から支払い済みまで年5歩の割合による金員65万4,753円を平成18年4月26日に支払う。

変更後、1審被告は1審原告に対し、本件解決金として金374万1,450円及びこれに対する平成14年10月27日から支払い済みまで年5歩の割合による金員65万

4, 496円を平成18年4月26日に支払う。

2、変更理由。高松高等裁判所における年5歩の割合による金員利息計算の錯誤。

この案件につきましては、去る4月14日開会の平成18年第1回阿波市議会臨時会におきまして、議案第69号損害賠償請求控訴事件の和解についてとして議決をいただき、その後和解が成立いたしました。解決金の利息が257円多く計算されておりました。このため減額変更し、専決処分いたしましたものでございます。ご審議の上、どうかご承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、報告第1号平成17年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成18年6月15日提出、阿波市長小笠原幸。

平成17年度阿波市一般会計繰越明許費につきましては、これまで本年第1回定例会及び第1回臨時会の2回にわたりまして議決をいただいておりますが、このたび額及び財源内訳が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

次のページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、庁舎建設事業として翌年度繰越金1,023万8,000円から11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地等災害復旧事業として250万円まで、計13件、総額12億9,442万3,000円を平成18年度へ繰り越すものでございます。

なお、この財源内訳のうち、一般財源は5,300万7,000円となっております。

以上、説明を終わります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田定信君） 西岡水道課長。

○水道課長（西岡 司君） おはようございます。

水道課課長西岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号平成17年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

平成18年6月15日提出、阿波市長小笠原幸。

次のページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の繰越額についてご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、石綿セメント管更新事業、予算計上額4,235万3,000円、支払い義務発生額1,512万9,450円、翌年度繰越額2,722万3,550円。左の財源内訳といたしまして、国庫補助金406万1,000円、翌年度損益勘定留保資金2,316万2,550円、不用額0円、翌年度は繰越額に係る繰り越しを要する棚卸資産購入限度額0円。

説明といたしまして、計画の諸条件及び資材の入手困難のためでございます。

以上、報告といたします。よろしくお願いたします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） おはようございます。

市民部長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第74号平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ115万円と定めるものでございます。

なお、この予算につきましては、平成18年2月議会に提案をさせていただきましたが、ご承認をいただかず、否決となっております。今回この予算につきましては、改めて平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算として提案させていただきました。ご存じのようにこの事業は、旧市場町で平成13年に事業認可を受け事業に着手いたしました。終末処理上等の問題によりまして事業がストップした状態です。合併により事業は阿波市に引き継がれましたが、その後も事業は進展していないまま現在に至っております。このような状況の中で今回公共下水の特別会計予算を提案させていただいたわけですが、この特別会計予算の内容につきましては、平成14年度に実施をいたしました公共下水道設計業務に伴い、その財源として借入れをした地方債の償還金でございます。起債の償還金ということで、年次計画で償還をしていかなければならず、現在ストップしております事業の動向に関わらず、どうしても必要な予算でございます。お認めをくださいますようよろしくお願い申し上げます。

内容につきましてご説明を申し上げます。

予算の2ページ、3ページ目をお開きをいただきたいと思います。



第1表歳入歳入歳出予算の歳入で、5款繰入金、1項繰入金として115万円を追加いたしまして、歳出では、2款公債費、1項公債費115万円を計上させていただいております。

以上が平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第75号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をいたします。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億5,139万7,000円とするものでございます。

平成18年6月15日提出、阿波市長小笠原幸。

9ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。歳入のうち、主なものについて説明をいたします。

12款分担金及び負担金、補正額1億400万円、16款財産収入3億40万円、18款繰入金3,500万円、19款繰越金8,010万9,000円。

以上、補正額5億5,400万円を追加いたしまして、歳入合計を179億5,139万7,000円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出のうち、主なものについて説明をいたします。

2款総務費、補正額7,445万9,000円、6款農林水産業費、補正額7,803万8,000円、10款教育費、補正額7,950万1,000円、13款諸支出金、補正額3億40万円。

以上、補正額5億5,400万円を追加いたしまして、歳出合計を歳入同様179億5,139万7,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

続きまして、歳入の内容につきまして主なものについて説明をいたします。

12款分担金及び負担金のうち、2項2目総務費負担金、補正額1億400万円。これにつきましては、阿波市ケーブルテレビネットワーク、略称ACNと申しておりますが、加入者負担金といたしまして、本年度旧吉野町、阿波町の加入戸数を5,200戸と見込

みまして1戸当たりの加入金2万円、計1億400万円を計上するものでございます。

続きまして、下の15款県支出金のうち2項6目農林水産業費県補助金、補正額3,481万9,000円。主なものといたしましては、右ページの1節の農業費補助金といたしまして、とくしま強い農林水産業づくり事業補助金として3,321万9,000円が主なものでございます。

14ページお願いいたします。

16款財産収入のうち2項1目不動産売払収入、補正額3億円。この3億円につきましては、山村鉄工跡地の売却収入でございます。

18款繰入金のうち1項4目ふるさと創生基金繰入金、補正額3,500万円。この繰入措置につきましては、右ページをごらんいただきたいのですが、住所表記のシステム変更に伴います委託料として充当するため、ふるさと創生基金を取り崩すものでございます。

16ページお願いいたします。

19款繰越金、補正前の額、これは当初予算の額でございますが、2億5,000万円、補正額、今回補正を8,010万9,000円いたしております。合計3億3,010万9,000円。これ右ページを見ていただきたいのですが、この繰越金につきましては、決算上の純剰余金でございます。平成17年度からの純繰越金でございます。

18ページお願いいたします。

続きまして、歳出の内容について、主なものについて説明をいたします。

なお、本年4月1日付で職員の定期異動また組織機構の見直しをいたしております。このため職員の人件費、共済費等につきまして、今回予算構成等所要の措置を行っておりますが、この人件費、共済費等についての説明は省略いたします。

2款総務費のうち1項2目財産管理費、補正額1,455万9,000円。主なものといたしましては、右ページの13節委託料の1,410万4,000円でございますが、この中身といたしましては、耐震診断委託料として1,330万4,000円が主なものでございます。この耐震診断委託料といたしましては、教育施設以外の公共施設でございますが、昭和56年以前に建てられました現在の本庁舎また3支所等、計14施設につきまして耐震の1次診断を行うものでございます。

20ページお願いいたします。

9目電子計算費、補正額4,251万7,000円。この内容につきましては、右ページの13節委託料といたしまして、住所表示等システムの変更に伴います委託料でございます。なお、この財源内訳につきましては、先ほども申し上げましたが、左側ページの補正額の財源内訳にありますとおり、特定財源といたしましてその他の3,500万円。これはふるさと創生基金の取り崩しでございます。そして残り751万7,000円につきましては、一般財源を充当いたしております。

28ページお願いいたします。

3款民生費のうち2項1目老人福祉総務費、補正額4,683万8,000円。主なものといたしましては、右ページの28節繰出金といたしまして、介護保険特別会計繰出金の4,988万4,000円が主なものでございます。

36ページお願いいたします。

6款農林水産業費のうち1項5目農業振興費、補正額3,610万2,000円。右ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。この補正額につきましては、主なものは19節の負担金補助及び交付金でございます。内容といたしましては、JA阿波町へのミニトマトハウスの設置、またレタス、ブロッコリーの育苗施設、またJA市場町へのトマト溶液栽培施設等、市内のJAへの農業用施設の県補助金でございます。なお、このうち左側の補正額の財源内訳にもございますように、この補助金の特定財源、県支出金といたしまして3,331万9,000円、市の持ち出しであります一般財源は278万3,000円となっております。

40ページをお願いいたします。

7款商工費のうち1項6目土柱自然休養村センター費、土柱自然休養村温泉センター費、補正額1,062万4,000円。内訳につきましては、右ページをごらんいただきたいと思います。13節の委託料といたしまして502万2,000円。この内訳につきましては、説明欄にございますように、工事の設計監理委託料といたしまして52万2,000円、また7月1日から指定管理者制度導入によります管理委託料としての450万円でございます。15節工事請負費といたしまして521万5,000円。この工事請負費につきましては、温泉の雨漏り工事、また内装工事、電気工事等でございます。そのほか18節備品購入費といたしまして38万7,000円計上いたしております。

続きまして、7目金清活用センター費、補正額1,430万円。内訳につきましては、右ページをごらんいただきたいと思います。委託料といたしまして853万8,000

円。内訳は説明欄にございますように、工事等の設計監理委託料といたしまして53万8,000円、管理委託料といたしまして800万円、この800万円につきましては、土柱休養村センター同様、7月1日から指定管理者制度導入によります管理委託料でございます。続いて、15節の工事請負費といたしまして537万5,000円。この内容につきましては、内装工事、これには畳かえ、クロス張り等が含まれております。それからロッカーの改修費等でございます。備品購入費といたしまして38万7,000円計上いたしております。

続いて、42ページをお願いいたします。

9款消防費のうち1項3目災害対策費、補正額245万5,000円。主なものといたしまして、右ページの14節使用料及び賃借料の190万円でございますが、この内容につきましては、自主防災組織の育成、強化を図るため、市内自治会の代表者によります県外の視察研修等を計画しておりますが、そのバス借上料でございます。

44ページをお願いいたします。

10款教育費のうち1項2目事務局費、補正額2,843万6,000円。主なものといたしましては、右ページの13節委託料362万円。この中身につきましては、右ページ説明欄の中ほど、事務局費というのがございますが、その中ほどに学校施設耐震優先度調査業務委託料として300万円計上いたしております。この内容につきましては、昭和56年以前建築されました市内小・中学校の体育館等の15棟の耐震調査の委託料でございます。それから、15節工事請負費といたしまして895万1,000円。この工事請負費につきましては、吉野中央公民館のアスベスト除去工事でございます。

続いて、46ページをお願いいたします。

2項小学校費のうち3目小学校施設整備事業費、補正額2,270万6,000円。この内容といたしましては、右ページ13節の委託料2,270万6,000円でございますが、この委託につきましては、旧阿波町の伊沢小学校に係ります校舎また体育館の補強診断判定業務、また大規模改造実施設計業務等の委託料でございます。

52ページをお願いいたします。

13款諸支出金のうち2項1目基金費、補正額3億40万円。主なものといたしましては、右ページの25節積立金でございます。この積立金につきましては、山村鉄工跡地の売却収入3億円につきましては、財政調整基金として積み立てるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきます

ようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第76号平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,546万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,173万8,000円と定めるものでございます。

この補正予算は、本年4月に提案いたしました特別会計予算は可決をいただきましたが、一方、税率の改正条例が承認いただけなかったことによりまして、このままでは予算の運用ができないため、今回平成17年度の税率に戻した補正予算をお願いするものでございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。1款で国民健康保険税、1項国民健康保険税で、補正額マイナス3,335万円、それから3款の国庫支出金、2項で国庫補助金1,386万9,000円、8款で繰入金、1項で他会計繰入金1,269万2,000円、それから2項で基金繰入金2,225万7,000円、補正額計で1,546万8,000円追加いたしまして、歳入合計で37億3,173万8,000円と定めるものでございます。

次に、歳出で、1款総務費、1項で総務管理費で補正額69万2,000円、6款で保険事業費、1項保険事業費で795万1,000円、それから2項医療費適正化特別対策事業費682万5,000円、補正額計で1,546万8,000円追加いたしまして、歳出合計を37億3,173万8,000円と定めるものでございます。なお、詳しい内容につきましては、10ページ以降をごらんになっていただきたいと思います。

以上で、平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第77号平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,400万円と定めるものでございます。この補正予算は、平成17年度に支払基金より2,100万円超過して交付を受けておりましたので、平成17年度の老人医療の実績が確定したことに伴いまして、平成18年度に

返還するものでございます。

次のページ、2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思ひます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。5款で繰越金、1項で繰越金、補正額2,100万円を追加し、歳入合計を52億4,400万円と定めるものでございます。

次に、歳出で、2款諸支出金、1項の償還金及び還付金、補正額で2,100万円を追加して、歳出合計を52億4,400万円と定めるものでございます。

以上で平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）の概要説明を終わります。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第78号平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ552万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,357万9,000円と定めるものでございます。この補正予算の主なもの、集落排水事業で、新規加入に伴う取り付け管布設工事等に係る予算でございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思ひます。

第1表歳入歳出予算補正。歳入で、1款分担金、1項の分担金で補正額150万円、それから3款で繰入金、1項の一般会計繰入金402万1,000円、補正額計で552万1,000円追加いたしまして、歳入合計で1億3,357万9,000円と定めるものでございます。

次に、歳出で、1款総務費、1項の管理費、補正額で4万1,000円、それから2款の事業費、1項の施設管理費で補正額548万円、補正額計で552万1,000円追加いたしまして、歳出合計を1億3,357万9,000円と定めるものでございます。

以上で、平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 洙田健康福祉部長。

○健康福祉部長（洙田藤男君） おはようございます。

健康福祉部長の洙田でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第79号につきまして補足説明をいたします。

平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）。第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,816万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ35億4,006万9,000円といたしております。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入についてご説明申し上げます。

3款第2項国庫補助金で減額の62万6,000円、第4款第1項支払基金交付金で77万6,000円の減額、第5款第3項県補助金で31万3,000円の減額、8款第1項一般会計繰入金で4,988万4,000円を追加、補正合計4,816万9,000円を追加し、歳入合計を35億4,006万9,000円といたしております。

次に、3ページの歳出につきましてご説明申し上げます。

総務費、第1項総務管理費で4,413万3,000円。これにつきましては、4月の人事異動また組織の変更に伴います包括支援センターの設置に伴います人件費でございます。

第5款第2項包括的支援事業2事業につきましては、356万円を追加いたしております。

8款1項予備費につきましては47万6,000円。

歳出補正4,816万9,000円を追加し、歳出合計35億4,006万9,000円といたしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第80号阿波市職員倫理条例の制定について補足説明をいたします。

阿波市職員倫理条例を次のように定める。

平成18年6月15日提出、阿波市長小笠原幸。

阿波市職員倫理条例。この条例制定の目的といたしまして、第1条、この条例は市長等及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とするものでございます。

定義。第2条といたしまして、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号、市長等とは、市長、助役、収入役及び教育長をいう。

2号、職員とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する常勤の職員をいう。

3号、管理職員とは、阿波市職員の給与に関する条例第9条の規定により、管理職手当の支給を受ける者をいう。

4号、事業者等とは、法人、その他の団体及び事業を行う個人をいう。

2項といたしまして、この条例の規定の適用につきましては、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人、その他の者は、前項第4号に規定する事業者等とみなすと定めております。

第3条では、市長等及び職員の遵守事項を定めております。

次のページをお願いいたします。

市長等の政治倫理基準といたしまして、第4条、市長等は市が行う工事等の請負契約、当該工事等の下請負契約、業務委託契約または物品納入契約に関し、特定の業者の便宜を図る行為をしてはならない。

2項、市長等は、市が行う公共事業等の請負契約について、市長等の配偶者、3親等以内もしくは同居の親族が役員をしている企業を、または市長等が実質的に経営に携わる企業に対し、地方自治法第142条に規定する趣旨を尊重し、契約を辞退するなど、市民に疑惑の念を生じさせないように努めるものとする。

第5条では、市長等または職員の禁止行為等を定めております。

第6条では、管理職員の責務を、第7条では、職員の報告義務等を、第8条では、倫理監督者を、次のページをお願いいたします。

審査会の設置といたしまして第9条、市長等及び職員の職務に係る倫理の保持及びこれに必要な体制の確立を図るため、阿波市職員倫理審査会を置く。

2項、審査会は、総務部長、市民部長、産業建設部長及び学識経験を有する者の中から市長が委嘱したもの2人をもって組織する。

3項、学識経験者の委員の任期は2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

4項といたしまして、委員は職務上、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を引いた後も同様とするということでございます。

続いて、市長等の贈与等の報告第10条、市長等は事業者等から金銭、物品、その他財産上の利益の供与または飲食等のもてなし、その他の規則に定める行為を受けた場合は、



規則に定める期間ごとに贈与等報告書を審査会に提出しなければならない。

11条につきましては、贈与等報告書の保存及び閲覧を、第12条につきましては、職員に違反行為があった場合の措置を、第13条につきましては、研修についてそれぞれ定めております。

委任といたしまして第14条、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は平成18年8月1日から施行する。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 産業建設部長の秋山です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の方からは、議案第81号と議案第84号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第81号でございますが、阿波市林道管理条例の制定について、これは市長が申しましたように、阿波市における林道管理につきまして、健全な管理をするために条例を定めるものでございます。阿波市においては、阿波地区で3線、市場地区で7線、土成地区で10線、計20路線の林道がございます。また、延長につきましては、約600メートルから5キロ、幅員につきましては、2.5メートルから5メートルの林道が開設されております。この部分につきまして、第1条から17条に定めまして管理運営をするものでございます。施行日は平成18年7月1日からでございます。

続きまして、議案第84号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正でございます。

別表にございますように、旧吉野地区におきます住宅敷地内の合筆によります番地の更正でございます。

また、旧市場地区におきましては、字の突合によります団地の変更をさせていただきまして、設置の内容に13団地から17団地に4団地をふやさせていただいております。この改正によりまして、阿波市における団地数は69から73団地にふえることとなりますが、主な改正点につきましては、この字をそれぞれの団地に整合させまして、住民が警察の方へ車庫証明等の証明をスムーズに発行させるために更正をさせていただくものでございます。

以上、議案第81号、議案第84号について補足説明をさせていただきました。どうぞ

よろしくご審議上、ご承認をお願いいたしたいと思えます。

○議長（原田定信君） 暫時休憩いたします。

10分間休憩いたします。20分よりお願いいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第82号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回は、阿波市国民健康保険税条例の第13条、国民健康保険税の減額を改正するものでございます。

この第13条は、所得の低い世帯に対する国民健康保険税の負担軽減を図るもので、地方税法第703条の5の国民健康保険税の減額、それから地方税法施行令第56条の89第2項の減額する額として条例で定める額に基づきまして、軽減措置の割合を変更する必要が生じたので改正をお願いするものでございます。何とぞご理解をいただきまして、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 洙田健康福祉部長。

○健康福祉部長（洙田藤男君） 議案第83号阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成17年阿波市条例第105号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例。6歳から9歳に拡大するに当たりまして、乳幼児は5歳までということでございますので、等という字を乳幼児の後に加えるものでございます。

第1条中、乳幼児を乳幼児等に改める。

第2条中、1項中、乳幼児を乳幼児等に、満6歳を満9歳に改める。（「以下6歳未満児」という）を削り、同条第2項中、乳幼児を乳幼児等に改める。

同条第3項中、入院時食事療養費を削り、同条第5項中、児童福祉法第20条を障害者自立支援法第58条に、育成医療を自立支援医療費に改める。

第3条中、この条例に定める医療費を次条第1項に規定する乳幼児等医療費に、以下乳

幼児の後に乳幼児等を加えるものでございます。

また、下から2行目の同条第3項中、徳島県国民健康保険団体連合会の次に、または徳島県社会保険診療報酬支払基金を加える。

次のページお願いいたします。

以下につきましても、乳幼児の後に乳幼児等、等という字を加えるものでございます。

この条例は平成18年10月1日から施行いたします。

この条例改正によりまして、阿波市におきましては、9歳未満の児童、乳幼児に対する医療費は無料となります。

また、所得制限につきましては、現在もなしということでございますので、引き続き所得制限はございません。

また、ワンレセプト600円の徴収につきましても、無料といたします。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第85号につきまして補足説明を申し上げます。

徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について。

平成18年6月15日提出。阿波市長小笠原幸。

この議案につきましては、町村合併に伴いまして地方公共団体の数の減少及び名称の変更により規約を改正するものでございます。

続きまして、議案第86号をお願いいたします。

徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更に伴う徳島県市町村総合事務組合同約の変更について。

平成18年6月15日提出、阿波市長小笠原幸。

本議案につきましても、前議案同様、町村合併に伴いまして規約の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第87号につきまして補足説明をいたします。

阿北特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び阿北特別養護老人ホーム組合同約の変更について。

平成18年6月15日提出、阿波市長小笠原幸。

本議案につきましては、共同処理する事務の増加によりまして規約の一部を改正するも

のでございます。

続きまして、議案第 88 号中央広域環境施設組合同規約の変更について補足説明を申し上げます。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、中央広域環境施設組合の議会の組織及び議員の選挙の方法、執行機関の組織及び選任の方法を変更するため、中央広域環境施設組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり定める。

平成 18 年 6 月 15 日提出、阿波市長小笠原幸。

中ほどをごらんいただきたいと思います。第 5 条を次のように改める。組合の議会第 5 条、組合の議会の議員の定数は 16 人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。吉野川市 7 人、阿波市 7 人、板野町 1 人、上板町 1 人。

3 行飛ばしまして、組合に管理者 1 人、副管理者 3 人及び収入役 1 人を置く。

2 項、管理者は関係市町の長の中から互選する。

2 行飛ばしまして、第 3 項、副管理者は管理者以外の関係市町の長をもって充てる。

附則、この規約は徳島県知事の許可のあった日から施行する。

以上、4 議案につきまして説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 89 号市場地区集会所の指定管理者について補足説明をいたします。

総務部に所管するものは私の方でやります。あと産業建設部長もいたします。

管財課が所管する施設につきまして説明いたします。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 18 年 6 月 15 日提出、阿波市長小笠原幸。

1、施設の名称、市場地区集会所。2、指定管理者、阿波市北香美 61 番地 1、西新町自治会。3、指定の期間、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日、4 年 6 カ月でございます。

本議案につきましては、平成 18 年第 1 回阿波市議会で指定管理者制度導入を前提に、阿波市住民集会施設設置条例等の一部改正を行い、今回旧市場町及び旧土成町の自治会集会所を対象に指定管理者の指定をいたすものでございます。指定内容といたしましては、

1、施設の名称、2、指定管理者、3、指定の期間を定めております。

以下、議案第90号市場流地区集会所の指定管理者の指定についてから議案第115号土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定についてまでの26議案につきましても、議案第89号と同様の内容でございますので、表題部分と指定内容を朗読いたしまして提案説明といたします。

議案第90号市場流地区集会所の指定管理者の指定について。

1、施設の名称、市場流地区集会所。2、指定管理者、阿波市市場岸ノ下142番地、流自治会。3、指定の期間、平成18年9月1日から平成23年3月31日。

続きまして、議案第91号市場香美住民集会所の指定管理者の指定について。

1、施設の名称、市場香美住民集会所。2、指定管理者、阿波市八幡本176番地1、香美中央自治会。3、指定の期間、平成18年9月1日から平成23年3月31日。

○議長（原田定信君） 総務部長、一括でやって。違うところだけ読んでいって、もう内容わかっと思う。

○総務部長（山下紘志郎君） そしたら、もう表題だけでよろしい。

○議長（原田定信君） 結構です。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案と表題だけ。

○議長（原田定信君） はい。

○総務部長（山下紘志郎君） それでは、議長のお許しが出ましたので、議案番号と表題部分のみを朗読し説明といたします。

議案第92号市場伊月集会所の指定管理者の指定について。議案第93号市場北淵集会所の指定管理者の指定について。議案第94号市場西尾開集会所の指定管理者の指定について。議案第95号市場中央第1集会所の指定管理者の指定について。議案第96号市場箸供養集会所の指定管理者の指定について。議案第97号市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について。議案第98号市場田淵集会所の指定管理者の指定について。議案第99号市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について。議案第100号……。

（「議長、お手元の資料でもうわかってますから」と呼ぶ者あり）

○議長（原田定信君） お続けください、部長。

小休します。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（原田定信君） それでは、小休前に引き続き会議を開きます。

続けてください。

○総務部長（山下紘志郎君） 旧市場町、旧土成町の集会所の指定管理者につきましては、ただいま説明をいたしました。議案第115号土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定についてまで同様の趣旨でございますので、一応お目通しをいただいて提案理由の説明とさせていただきます。

議案第116号土成健康センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成18年6月15日提出、阿波市長小笠原幸。

施設の名称、土成健康センター。2、指定管理者、阿波市吉田字梨木原1番地1、株式会社御所リゾート。3、指定の期間、平成18年9月1日から平成23年3月31日。

以上、説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第117号岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定についてから議案第120号大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定についての4件の議案は、指定管理者の指定について提案するものでございます。

4件の議案につきましては、いずれも山間地で水道が整備されていない地域について、これまでも地元住民で組織していた管理組合に対し、指定管理者として今回指名し管理を委託するものでございます。指定の期間は、平成18年9月1日から平成23年3月31日までの5年間とすると、4地区ともそれぞれ8戸から27戸と小規模な組合組織であります。委託内容につきましては、管理料は支払わず、通常の維持管理費及び軽微な修繕費は、加入者から集める使用料で賄うことになっております。

以上で議案第117号から議案第120号までの指定管理者の指定についての概要説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 私の方から、議案第121号から議案第133号の13議案につきましては、指定管理者への移行でございます。従来から管理をお願いしているそれぞれの地域なり協会に指定管理者として公の施設を依頼するものでございます。

また、議案第134号についてご説明させていただきます。

市有地の処分でございます。市長が申しましたように、市有地の処分として列記してございます。阿波市宮川内吉田、旧山村鉄工跡地につきまして、日本フネン株式会社には地方自治法また阿波市議会議決に付すべき契約また財産処分する条例第3号に基づきまして議決をお願いするものでございます。

支払いの方法につきましては随時契約、売り渡し価格につきましては3億円、契約の相手方につきましては、吉野川市川島三つ島新田179番地の1、日本フネン株式会社、代表取締役社長久米徳男へ売り渡しするものでございます。

以上、ご審議の上、ご承認よろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、21日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞でございました。

午前11時50分 散会